

訴 状

令和元年（2019年）12月20日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 四 宮 隆 史



当事者・訴訟代理人の表示 別紙当事者目録・原告訴訟代理人目録記載のとおり

助成金不交付決定処分取消請求事件

訴訟物の価額 160万円

ちょう用印紙額 1万3000円



目 次

第 1 請求の趣旨	3
第 2 請求の原因	3
1 はじめに	3
2 当事者	5
3 助成金不交付決定に至る経緯	6
(1) 原告による映画製作	6
(2) 原告による助成金交付要望書の提出	8
(3) 被告からの助成対象活動の内定及び助成金交付内定の通知	8
(4) 原告の助成金交付申請の提出、及び、被告の異例の対応	9
(5) 被告からの内定辞退の提案	9
(6) 被告からの不交付決定通知	10
4 本件処分の違法性について	10
(1) 処分要件欠如	10
(2) 裁量権（要件裁量）の逸脱・濫用	12
ア 裁量が限定されること	12
イ 裁量権の逸脱濫用	14
(ア) 審査枠組み	14
(イ) ③に係る違法 1（考慮不尽）	15
(ウ) ③に係る違法 2（他事考慮）	19
(エ) ①に係る違法（重大な事実の基礎を欠く判断）	22
(カ) ④に係る違法（裁量基準に反する不公正な判断）	22
(キ) ⑤に係る違法（平等原則違反）	24
(3) 手続的違法事由	24
ア 諮問手続の瑕疵	24
イ 理由付記の不備の瑕疵	25

第1 請求の趣旨

- 1 被告が、原告に対し、令和元年7月10日付けで行った平成31年度文化芸術振興費補助金助成金不交付決定処分を取り消す。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因

1 はじめに

昨今、文化芸術表現に関する「忖度」と「萎縮の連鎖」が止まらない。

今年、「あいちトリエンナーレ2019」の「表現の不自由展・その後」の展示中止、補助金不交付の問題や、KAWASAKIしんゆり映画祭での映画『主戦場』の上映中止問題が相次ぎ、多くの議論を呼んだ。

これらの問題と全く同一に論じられるものではないが、原告が製作した映画『宮本から君へ』（以下「本件映画」という。）に関しても、被告が、原告に対して、出演者の一人が有罪判決を受けたことを理由に、令和元年7月10日付け平成31年度文化芸術振興費補助金の助成金不交付決定（以下「本件処分」という。）を下した。

こういった一連の流れを、表現の不自由に関する「萎縮の連鎖」、「萎縮のドミノ」と呼ぶ憲法学者もいる。特に手厚く保障されるべき精神的自由である「表現の自由」の重要性に鑑みると、昨今の表現活動に対する不利益な措置は決して看過することのできないものである。

そもそも、本件処分は、法律上の根拠がない「公益性の観点」という理由に基づく処分であり、違法であることは明らかである（違法であることの法的根拠は以下に詳述する。）。

被告の目的等につき規定した独立行政法人日本芸術文化振興会法（以下「振興会法」という。）17条が準用する、補助金等の交付等について定めた補助

金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」または「補助金適正化法」という。）6条1項は、交付決定処分のためには「補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか」などを「調査」しなければならないと規定する。

この「調査」については、振興会法3条1項（振興会の目的）に定める「芸術その他の文化の向上に寄与する」か否かを特に重視すべきであり、「公益性」などという曖昧な基準ないし要素を持ち込むことに妥当性、合理性は全く認められない。「有罪判決を受けた俳優が出演する映画に助成金を交付してはいけないのではないか・・・」という、なんらかの漠然とした「忖度」が働いたとしか考えられない。

かかる漠然とした理由で助成金の交付・不交付が決定されてしまうと、今後、（特に中小規模の映画会社や団体にとっては）助成金の交付の申請をすること、ひいては映画製作そのものに消極的にならざるを得ない。映画に限らず、美術、演劇、音楽、各種イベント等の全ての文化芸術活動にも同様の萎縮効果が働き、より大きな「萎縮の連鎖」・「萎縮のドミノ」が生まれる危険がある。この連鎖がさらに現実化すれば「表現の自由」（憲法21条1項）に対するさらに大きな実質的制約となる。

憲法25条1項が、健康で「文化的な」最低限度の生活を国民に保障しているとおり、多様な価値観を醸成し、心豊かな社会作りを行うためには、文化芸術活動への公的支援は絶対に欠かせない。被告がこれまで行ってきた文化芸術活動への支援や助成は意義深いものが多かったと思うが、それだけに本件処分の「異常性」は突出している。

被告は、本件処分を下してから約2ヶ月後の本年9月27日付で「文化芸術活動への助成金交付要綱」を改訂し、その8条3項に、助成金交付内定の取消事由として「公益性の観点から不相当と認められた場合」との項目を追加した（以下、かかる改訂前の「文化芸術活動への助成金交付要綱」を「本件要綱」といい、改訂後の要綱を「本件改訂後要綱」という。）。

さらに、「令和2年助成対象活動募集案内」には、「助成対象活動に出演するキャスト又は製作に関わるスタッフ等が犯罪などの重大な違法行為を行った場合には、『公益性の観点』から助成金の交付内定や交付決定の取消しを行うことがあります」との一文を追加した。これは、文化芸術表現活動を行う者に対して「全ての関係者が重大な違法行為を行わないようコントロールできる自信がないのであれば、助成金の応募はしないでください」と告げているに等しい。

本件訴訟において、本件処分の違法性が認められなければ、将来にわたる文化芸術活動に大きな萎縮効果が生まれ、「表現の自由」の過度な制約になることは明白である。

本件訴訟は、本件処分の違憲・違法にとどまるものではなく、将来にわたる文化芸術表現活動の「萎縮の連鎖」を断ち切り、表現の自由（憲法21条1項）、文化的な生活を営む権利（憲法25条1項）、文化芸術助成に関し平等に取り扱われる権利（憲法14条1項）といった憲法が保障する市民の権利を、人権保障の「最後の砦」である司法の力で守り切る、という司法と憲法の存在意義を問う訴訟である。

2 当事者

原告は、①映画、音楽、教育用のフィルム、レコード、レコード原盤、カセットテープ及びビデオテープの企画、製作、並びに販売、②映像のソフトウェア（ディスク、テープ及びフィルム）の企画、制作、製造及び販売、③劇場用映画、家庭用ビデオ、テレビ放送用ビデオの企画、製作、編集、販売並びに配給及び輸出入等を目的とする株式会社である。

被告は、芸術家及び芸術家に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する支援を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、

実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする独立行政法人である（振興会法3条1項）。

3 助成金不交付決定に至る経緯

(1) 原告による映画製作

原告は、平成30年4月頃、新井英樹氏（以下「新井氏」という。）による漫画『宮本から君へ』（以下「本件原作」という。）を映画化するための企画に着手した。原告は、新井氏と本件原作を映画化にあたっての条件や内容等の交渉を行い、原告と新井氏は本件原作を映画化することについて合意した。映画化について新井氏と合意した原告は、監督及び脚本家等の主要なスタッフ並びに主要な出演者の人選を行い、脚本を制作するとともに、制作された脚本をもとに製作予算及び製作日程の概要を策定し、資金調達の準備を行った。そして、原告は、複数の出資者と共同で映画事業（映画の製作及びその商業的利用）を行うこととし、当該出資者との間で、製作委員会を組成（民法上の組合契約ないし無名契約と一般的に解されている。）して、以下の内容で本件映画を製作することとなった（甲1、2）。

原作：新井英樹『宮本から君へ』（百万年書房／太田出版刊）

監督：真利子哲也

脚本：真利子哲也、港岳彦

出演：池松壮亮、蒼井優、井浦新、一ノ瀬ワタル、柄本時生、星田英利、古舘寛治、佐藤二朗、ピエール瀧、松山ケンイチ、新井英樹、工藤時子、螢雪次朗、梅沢昌代、小野花梨 他

上映時間：129分

制作会社：原告

配給：原告、株式会社KADOKAWA

劇場公開日：2019年9月27日公開

概要：文具メーカー「マルキタ」で働く営業マン宮本浩（池松壮亮）は、笑顔がうまくつukれない、気の利いたお世辞も言えない、なのに、人一倍正義感が強い超不器用な人間。会社の先輩・神保（松山ケンイチ）の仕事仲間である、自立した女・中野靖子（蒼井優）と恋に落ちた宮本は、靖子の自宅での食事に呼ばれるが、そこに靖子の元彼・裕二（井浦新）が現れる。裕二を拒むため、宮本と寝たことを伝える靖子。怒りで靖子に手を出した裕二に対して、宮本は「この女は俺が守る」と言い放つ。この事件をきっかけに、心から結ばれた宮本と靖子に、ひとときの幸福の時間が訪れる。ある日、営業先で気に入られた真淵部長（ピエール瀧）と大野部長（佐藤二朗）に誘われ、靖子連れて飲み会に参加した宮本は、気合いを入れ過ぎ、日本酒の一升瓶を飲み干して泥酔してしまう。見かねた大野が、車で送らせようと、真淵の息子・拓馬（一ノ瀬ワタル）を呼び付けた。そこに現れたのは、ラグビーで鍛え上げられた巨漢の怪物だった……！泥酔する宮本と、宴会を楽しむ靖子、二人の間に、人生最大の試練が立ちはだかる。究極の愛の試練に立ち向かうべく、愛する人のため宮本浩が“絶対に勝たなきゃいけないケンカ”に挑む！物語（甲2）。

原告は、撮影、照明及び美術等のスタッフや出演者の編成、ロケーション撮影とセット撮影の振り分け、撮影日程の策定、ロケーション・ハンティング並びに機材、美術、衣装及び車両の業者の選定等の撮影の準備作業を行った。撮影の準備作業が整ったため、原告は、平成30年9月29日に、本件映画の撮影を開始し、同年10月30日に、撮影を完了させた。

撮影が完了すると、音声のついていない映像を編集することになる。原告

は、平成30年11月1日に編集を開始し、平成31年2月下旬に編集を完了させた。

編集が完了すると、台詞、効果音、音楽等の音楽素材を編集された映像に同期させ正確なタイミングで録音を行い、整音して、映像と一体化させるMA¹と呼ばれる作業を行うことになる。原告は、平成31年3月6日に、このMAを開始し、同月12日に、MAを完了させた。

これにより、原告は本件映画を映画として完成させた。

(2) 原告による助成金交付要望書の提出

原告は、被告に対し、平成30年11月22日付けで、助成金交付要望書を提出した。

(3) 被告からの助成対象活動の内定及び助成金交付内定の通知

被告は、原告が提出した助成金交付要望書の審査のうへ、助成対象活動の内定がなされ、平成31年3月29日、被告から原告への平成31年度文化芸術振興費補助金の助成金交付内定決定がなされ(甲3)、その旨の通知が、同年4月1日から同月5日までの間に原告宛に送付された。かかる内定の審査は、芸術文化振興基金運営委員会における劇映画専門委員会等が行うところ、同専門委員会は劇映画に関する専門的技術的な知見を有する委員らにより構成されるものであることから、同審査は専門的技術的な知見に照らしなされるものである(甲4)。

なお、同年3月12日、本件映画の出演者の一人であるピエール瀧(瀧正則)氏が麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕され、翌13日にかかる事実が以下のとおり捜査機関により公表され、同日中に報道されたため、同専門委員会の委員らが、かかる事実を認識したことは明らかであるから、同専門委員会は、かかる事実を認識しつつ同月29日、上記助成金交付内定決定を行

¹ Multi Audio の略称で、編集が終わった後の映像にナレーションやセリフ、効果音、音楽などを入れて、映像作品における音の最終調整をする作業のことをいう。

ったのである。

(4) 原告の助成金交付申請の提出、及び、被告の異例の対応

原告は、被告に対し、平成31年4月1日付けで、助成金交付申請書を提出したが（甲5）、いったんは被告により当該申請書の受領を拒まれた。

通常、助成金の申請者は内定通知を受領した後、速やかに助成金交付申請書を提出し、被告が映画の完成を確認すれば、助成金の交付決定が下りる、という流れになるところ、「申請書の受け取りは保留にします」という被告の対応が極めて異例だったため原告は大いに困惑し、対応に苦慮した。

(5) 被告からの内定辞退の提案

前述したとおり、平成30年10月30日に、本件映画の撮影が完了し、平成31年3月12日には、編集やMAも完了し、本件映画は完成した。その翌日の3月13日に、関東信越厚生局麻薬取締部が、本件映画の出演者の一人であるピエール瀧（瀧正則）を同月12日に麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕したことを発表した（なお、その後、同年6月18日、懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決を受け、同判決が確定した。）。

平成31年4月24日、本件映画の試写会が行われ、その後、原告は、被告の担当者から、本件映画の今後の対応を問われた。

その内容は、本件映画の出演者に麻薬及び向精神薬取締法違反により逮捕、起訴された者がいたことから、本件映画の再編集の意図があるか、助成金の内定辞退の可能性があるかというものであった。

これに対して、原告代表者河村光庸は、再編集の意図がないこと、内定を辞退する意思がないことを伝えた。その理由としては、本件映画を公開する映画館や、同映画館における本件映画の公開時期と枠が遅くとも平成31年3月から決定しており公表もされていることに加え、仮に再撮影を行うとした場合には、監督の真利子哲也が平成31年4月1日から1年間は撮影のためのスケジュールを空けることができないこと、重要な役どころの真淵拓馬

役の一ノ瀬ワタルは本件映画のために約30キロ増量させており、再度約30キロ増量させなければならないこと、主演を含めた関係する全ての出演者の日程を調整しなければならないこと、ロケセットを一から作り直さなければならないことから、再撮影をして、その後の編集、MAを再度行うとすれば、数千万円の費用を要することなど、時間的・予算的に、再撮影は事実上不可能であったからである。

その後、令和元年6月28日、被告職員の外3名が原告本社を訪れ、原告に対し、助成金の受け取りを辞退するように求めたが、原告がこれを拒むと、被告の担当者は原告に対し、改めて助成金交付申請書を提出するよう要求するとともに、申請書を受領し次第、不交付決定の通知をすると告げた。

しかし、前述のとおり、原告は被告に対して申請書は送付済みであったから、改めて原告が被告に同じ申請書を送付するのは不合理であり、また、被告において原告がすでに提出していた平成31年4月1日付けの申請書を受領し、保管していたことから、被告は、原告から同申請書が提出されたものとして本件処分を行った。

(6) 被告からの不交付決定通知

令和元年7月10日、本件処分すなわち被告から原告への平成31年度文化芸術振興費補助金の助成金不交付決定がなされ(甲6)、その旨の通知が、同月11日に原告宛に送付され、原告は、本件処分がなされたことを知るに至った。

4 本件処分の違法性について

(1) 処分要件欠如

本件処分は、振興会法17条が準用する補助金等の交付等について定めた補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律5条に基づく申請に対し、法6条1項に基づき、不交付決定処分を行ったものである。

法6条1項は、交付決定処分の要件として、「当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し」と規定する。

本件処分の通知（甲6）によれば、不交付決定の理由は、「本助成活動である映画『宮本から君へ』には、麻薬及び向精神薬取締法違反により有罪が確定した者が出演しており、これに対し、国の事業による助成金を交付することは、公益性の観点から、適当ではないため。」とされている。

すわなち、被告は、「公益性」という観点から不交付決定を行ったものである。これは、補助金適正化法6条1項が規定する上記処分要件に記載されているものではない。また、法1条の目的は、「補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ること」と規定しており、同様に「公益性」につき言及していない。ゆえに、法6条1項に基づく交付・不交付の処分の際に被告が述べる「公益性」の観点はそもそも考慮すべきではない事項である。

加えて、法6条1項や1条以外の他の条文や、法6条1項等と関係する振興会法、さらには文化芸術基本法のすべての条文をみても、「公益」、「公共の利益」あるいは「公共の福祉」という文言は1つもない。このことは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律7条が「公益上特に必要がある」ときに行政文書を開示することができることと定めていることや、土地収用法1条に「公共の利益となる事業」との目的規定があること、墓地、埋葬等に関する法律1条に「公共の福祉の見地から（中略）行われることを目的とする」といった文言があることとは対照的である。

また、被告の目的は、「本件映画との関係では文化の振興又は普及を図る

ための活動に対する援助」を行い、もって「芸術その他の文化の向上に寄与すること」（振興会法3条1項）であって、「犯罪の予防」（警察法2条1項）や「公共の安全と秩序の維持」（同項）などではない。加えて、本件処分の関係法令である文化芸術基本法が文化芸術活動の「自主的な活動」を促進することなどを目的とし（同法1条）、同法の基本理念として「多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない」（同法2条5項）ことや「文化芸術を行う者（中略）の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない」（同条9項）などと規定していることに照らすと、映画製作に携わる非常に多くのスタッフの中にただ1名、犯罪を行い刑事罰を受けた者がいたという事実があるとしても、文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行うか否かに際して、そのことを根拠法令・関係法令の規定や被告の目的規定等からも読みとることのできない「公益性」なる事由として同事実を考慮した処分要件に係る審査・判断をすることは、本来できないことである。

したがって、本件処分は、法6条1項が定める要件等には規定されていない、同規定等とは無関係の、本来考慮することのできない「公益性」を理由に行われたものであり、違法である。

(2) 裁量権（要件裁量）の逸脱・濫用

ア 裁量が限定されること

仮に法6条1項の要件に行政裁量が認められるとしても、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱（以下「本件要綱」という。）によれば、助成金の交付を受けようとする者は、振興会の理事長宛に助成金交付要望書を提出し（本件要綱3条）、理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金交付内定通知がなされる（本件要綱4条）。芸術文化振興基金運営委員会の委員は、文化芸術の専門家であり、理事長からの諮問に対し、その者らの専門的知見に基づく判断がなされ、理事長に対して答

申がなされる。

助成金の内定の通知がなされた後は、助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付内定通知の内容及びこれに附された条件を受諾した場合に、理事長宛に助成金交付申請書を提出し（本件要綱7条1項）、理事長はその内容を審査のうえ、助成金を交付すべきと認めたときは助成金の交付決定をし、通知がなされる（本件要綱8条1項）。交付決定に当たっては、内定決定の際と異なり、芸術文化振興基金運営委員会への諮問は規定されていない。また、被告発行の「文化芸術振興費補助金 平成31年度助成対象活動募集案内 映画製作への支援」という冊子（甲7）には、助成金交付要望書の記入、提出書類についての詳細な説明があるが（12頁から16頁）、申請書の記入、提出書類についての説明はない。また、助成金交付申請書の審査、助成金交付の決定、助成金交付決定の通知のそれぞれの時期について、「申請書の受理後速やかに」との記載がある（3頁）。上記のような芸術文化振興基金運営委員会への諮問を予定していない要綱の定めや、冊子の記載からすれば、助成金の交付決定をするか否かの判断は、実質的に助成金の内定決定の段階で行われており、助成金の交付決定は、内定の決定を受けた後に不正な申請がなされたことが発覚したなど特段の事情のない限り内定決定の判断を維持する手続にすぎないといえ、現に本件処分がなされるまではその通りの運用がなされてきたのである。そのため、仮に助成金の交付決定（法6条1項）につき要件裁量が認められるとしても、内定の決定を経た後の段階では助成対象作品の文化的芸術的価値に係る専門技術的な判断をあらためて行うわけではないから、要件裁量の範囲は狭くなり、その範囲は限定されたものになるというべきである。

また、交付決定に先立つ内定決定手続は、前述のとおり事実上必ずこの過程を経るものとされてきたものであり、助成金交付の予定の事実上の表示とみられ、法に基づく助成金の交付について慣行化しているものといえ

る。さらに、この内定手続には、法の目的（法1条）との関係で、助成金の不正な交付申請を防止して交付決定の適正化を図るという意義があることにも照らすと、助成金を申請した者は、内定の決定を受けた後においては不正な申請がなされたと内定後に認められるなど特段の事情のない限り助成金の交付決定を受けることを大前提として映画等の作品作りや配給その他の二次利用を開始するのが通例である。ゆえに、内定決定後の不交付決定処分は、実質的にみて申請人に対する重大な不利益を被らせるものといわなければならない。

さらに、このような重大な不利益に鑑みると、原告以外のこれから同様の申請をしようとする映画制作会社等にとっても、すべての出演者の将来の不祥事等を映画制作会社等が事前に予測し、これを確実に把握してキャスティングや脚本等を検討することが不可能であることに照らすと、このような不可能な予想を事実上強いるかのごとき申請に係る審査項目が負担となることは明らかであるから、申請行為自体を差し控えることを促すことになる。そうすると、「文化芸術を創造」する「人々の生まれながらの権利」（文化芸術基本法2条3項）や芸術表現の自由（憲法21条1項）を行使しようとする者・団体らに萎縮効果を与え、実質的な強度の制約を課すことにもなる。

このように、本件処分に係る判断の性質や申請人の事実上の不利益の大きさ、そして他の映画制作会社等の文化芸術を創造する権利や芸術表現の自由への萎縮効果等からすると、要件裁量の範囲は相当程度狭いものとならなければならない。

イ 裁量権の逸脱濫用

(ア) 審査枠組み

以上に述べたとおり、要件裁量の幅は狭いことから、緩やかな審査は許されず、少なくとも次の審査枠組みによって裁量権の逸脱濫用（行政

事件訴訟法30条)の判断がなされるべきである。

すなわち、裁量判断の「〔①〕基礎とされた重要な事実に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、〔②〕事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、〔③〕判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合」に裁量権の逸脱濫用(行政事件訴訟法30条)となる(最一小判平成18年11月2日民集60巻9号3249頁、同判決の先行判例で概ね同様の審査の枠組みを示した判決例として最三小判平成18年2月7日民集60巻2号401頁等、①～③は引用者)。

また、④審査基準(裁量基準)ないしそれに準ずる信頼の対象となる基準を公表している場合には、裁量権の行使における公正かつ平等な取扱いの要請や信頼保護等の観点から同基準が合理的な内容であれば、同基準と異なる取扱いをすることを相当と認めるべき特段の事情のない限り、考慮不尽・他事考慮等として、裁量権の逸脱濫用となる(最三小判平成27年3月3日民集69巻2号143頁参照)。

さらに、⑤平等原則に違反する場合には裁量権を逸脱濫用する違法な処分となる。

これらの審査枠組みに従って、以下、重要と思われるものから順に検討する。

(イ) ③に係る違法1(考慮不尽)

本件処分は補助金適正化法6条1項に基づく処分であり、かつ、被告の目的等につき規定した振興会法や関係法令である文化芸術基本法等に照らした処分であることから、文化芸術活動についての専門家以外の者による判断ではなく、その専門家である芸術家等の判断に基づき助成がなされる法的仕組みが不可欠といえる。

すなわち、本件の助成金は振興会法14条1項1号等に基づく援助としてなされた助成と考えられるところ、「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次方針）」（平成23年2月8日閣議決定）によると、「重点的に取り組むべき施策」として「文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査（中略）の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。」（同方針第2の1（5頁）、各下線は引用者）とされ、同方針第3の1（1）にも同じ記載がある。このことから、同項の趣旨は、同項による援助の審査につき、専門家による判断の内容を考慮ないし重視して行う点にあるといえる。ゆえに、補助金適正化法6条1項の審査は、上記の振興会法に基づく援助としての助成の審査であることから、本件のように振興会法に基づく助成金交付の審査については、専門家による判断内容が重要な事項とならなければならない。

また、文化芸術基本法は、「文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであること」に鑑み、文化芸術活動を行う者・団体の「自主的な活動の促進」を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ「計画的な推進」を図り、もって「心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与」することを目的とし（同法1条）、また、その「基本理念」として、文化芸術に関する施策の推進に当たって「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であること」に鑑み、「等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」（2条3項）とし、さらに、同施策推進に当たり「我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない」（4項）とし、加えて、同施策の推進

に当たり「多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない」(5項)などとしている。そして、文化芸術活動のための助成金交付・不交付の処分の判断に先立ちなされる文化芸術活動に関する専門家らによる内定決定の判断は、例えば政権の政策に批判的な作品に負のレッテルが与えられることで事実上そのような作者の活動の場が狭まらぬよう、時の政府の政治的判断等に左右されることなく、文化的芸術的価値の高さを基準として文化芸術活動に係る表現への助成が行われることに資するものであり、上記の文化芸術基本法の目的や基本理念、振興会法の目的すなわち被告の存在意義に適合するものであるから、市民が萎縮することなく活発に文化芸術活動に係る表現を行うために不可欠の法的仕組みというべきものである。ゆえに、専門家らの内定決定の判断内容は、助成金交付・不交付の判断のための重要な考慮事項ないし考慮要素となる。

さらに、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律2条が「コンテンツ」に「映画」が含まれるとした上で(同法2条1項)、同法3条1項が、映画等の「コンテンツが国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、かつ、海外における我が国の文化等に対する理解の増進に資するものであることにかんがみ、コンテンツの制作者の創造性が十分に発揮されること(中略)、コンテンツの円滑な流通が促進されること等を通じて、コンテンツの恵沢を享受し、文化的活動を行う機会の拡大等が図られ、もって国民生活の向上に寄与し、あわせて多様な文化の創造に資することを基本として行われなければならない。」とし、同条2項が「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の推進は、コンテンツ事業が将来において成長発展が期待される分野の事業であることにかんがみ、コンテンツ事業者の自律的発展が促されること等を通じて、多様なコンテンツ事業の創出及び健全な発展、コンテンツ事

業の効率化及び高度化並びに国際競争力の強化等が図られ、もって経済社会の活力の向上及び持続的な発展に寄与することを基本として行われなければならない。」と規定していることに照らすと、とりわけ「海外」（同条1項）でも通用する映画の制作や、映画制作事業を含むコンテンツ事業の「国際競争力の強化」（同条2項）という基本理念を達するためには、文化的芸術的価値の高い映画制作が要請され、その価値は、文化芸術活動に通じた専門家ないし専門家らにより構成される専門的機関によって審査される必要がある。さらに、「多様な文化の創造」（同条1項）という観点からも、専門家による審査・判断は欠かせないものといえる。ゆえに、同法の上記基本理念に照らしてみても、本件映画に対する助成は、専門家の判断を考慮ないし重視して行われるべきものであり、専門家ではない被告の職員が専門家の判断を軽視して行ってはならないものなのである。

加えて、かかる内定決定の仕組みを憲法との関係でみると、文化芸術活動に係る市民の表現の自由（21条1項）を実質的かつ平等（14条1項）に保障するとともに、文化的な生活を営む権利（25条1項）を広く保障する見地からも、専門家らによる内定決定に係る判断内容は、助成金交付・不交付の判断に際して極めて重要な事項なのである。

にもかかわらず、本件では、文化芸術活動に関する専門家らで構成される劇映画専門委員会等による助成金交付内定の判断に係る審査内容につき、処分庁において何らの考慮がなされていないか、少なくとも十分な調査・考慮（重視）がなされていない（考慮不尽）。すなわち、処分庁が助成金を不交付とする決定を行うに際して、劇映画専門委員会等の専門家は前記のとおりピエール瀧氏逮捕の事実を認識した上で、あえて内定決定を行っており、かつ、内定決定後の不交付処分は前例のない異例の判断であったにもかかわらず、内定の決定をした同専門委員会の

委員らの意見を一切聴かずに不交付の判断をすることで慎重な調査を怠ったことは、考慮不尽の違法を基礎づけるものである。

また、本件映画は、今年で32年目となる「日刊スポーツ映画大賞・石原裕次郎賞」（第32回、令和元年12月11日発表）において、監督賞と主演男優賞の2冠を獲得した。「日刊スポーツ映画大賞・石原裕次郎賞」は、日本を代表する映画スター・石原裕次郎氏の没年の翌年から、石原裕次郎氏の遺志を引き継いで設立され、毎年末にホテルニューオータニで映画関係者が一堂に会する授業式を大々的に開催する、日本を代表する伝統ある映画賞の一つである。さらに、本件映画は、報知新聞社が主催し、1976年から40年以上にわたって毎年開催されている「報知映画賞」の作品賞にもノミネートされている。このように、本件映画が、日本を代表する伝統ある映画賞に、数ある映画の中から受賞し、又はノミネートされているということは、上記の劇映画専門委員会等の委員らが本件映画を文化的芸術的価値の高いものと判断したことを裏付けるものであるが、被告は専門家らが判定した本件映画の文化的芸術的の価値の卓越性を考慮せず、あるいは軽視したのである（考慮不尽）。

(ウ) ③に係る違法2（他事考慮）

他方で、処分庁が考慮ないし重視した「公益性の観点」は、補助金適正化法・文化芸術基本法・振興会法の趣旨に反するものというべきである。

かかる観点を考慮ないし重視することは、上記専門家の内定判断と異なる観点の判断を重視することになることに加え、キャスティングや演出、映画のシナリオにおける登場人物の描き方、脚本、編集等という映画制作のコア部分への実質的な介入となり、上記各法律の関係規定の趣旨目的や基本理念に反し、振興会法の目的すなわち被告の存立目的に真

正面から抵触し、被告の自己否定ともいふべき行為となるものである。さらに、「公益性の観点」なる漠然不明確、曖昧な事項を考慮することは芸術表現内容の恣意的な選別にもつながりかねず、かつ、前述した交付申請自体についての萎縮効果等に照らすと過度の実質的な表現の制約にもなりうる事項を考慮することは、表現の自由（憲法21条1項）、文化的な生活を営む権利（憲法25条1項）、文化芸術に関する公的助成に関して平等に取り扱われる権利（憲法14条1項）を保障した憲法の各規定の趣旨にも悖るものであるから、被告が本件処分の理由として述べるような「公益性の観点」は、助成金交付・不交付の判断に際しての考慮禁止事項である。

さらに、文化芸術振興費補助金の助成制度は、政府広報のように、被告が主体的に広報活動を展開する場合の法制度ではなく、あくまで助成を受ける文化芸術表現活動を行う市民・団体が主体的に同活動を行う場面の法制度である。そのため、映画のスタッフの中に刑事罰を受けた者がいたとしても、当該映画製作等への助成することが被告の特定の政治的政策的見解等を示すものとなるわけではなく、むしろ、そのような被告の見解とは切り離されたものとして、文化的芸術的価値が高いと専門的に判断された文芸作品等に助成金が交付される法的仕組みとなっているのである。このような見地からも、「公益性の観点」なるものは、助成金交付・不交付の判断に係る考慮禁止事項というほかない。

このように、万が一にも「公益性の観点」なるものは考慮可能な事項というべきものではないが、百歩譲って、「公益性の観点」が処分庁において考慮しうる事項であるとしても、映画のスタッフの中に刑事罰を受けた者がいたとして、客観的にみて、映画の内容とは関係なく、被告が当該刑事罰に係る犯罪を容認するようなメッセージを発したと捉えられる高度の蓋然性ないし相当程度の蓋然性はないものというべきで

あり、少なくともその具体的なおそれはない。本件映画は、新卒営業マンの主人公が恋や仕事につき不器用ながらも成長し、自分なりの生き様を見出すストーリーであり、例えば、麻薬が密売等されたりするような内容は一切含んでおらず、麻薬及び向精神薬取締法や同法に違反する事件とは何らの関係もない。また、本件の助成金は、被告自身のメッセージを伝達するためのものではなく、私人の文化芸術活動に係る表現を促進するために助成するものであることは明らかである上、出演者個々に交付されるものでもない。その上、本件映画において、犯罪を行った上記出演者は主演（主役）ではなく、出演シーンの時間も全129分のうち合計約11分であり、全体の約9パーセントに満たない。したがって、本件映画に本件の助成金が交付されていたとしても、被告あるいは国が薬物を容認しているかのようなメッセージを被告が世の中に発信したと受け取ることが一般人の常識に照らすと普通はあり得ないことであるから（甲8）、上記のような高度の蓋然性ないし相当程度の蓋然性はなく、少なくとも具体的なおそれは皆無である。むしろ、被告の行った判断は、文化的芸術的価値が高く本件の助成の趣旨目的に適う本件映画につき、公的空間での発表にふさわしくない作品である旨の誤ったメッセージを世間に与えかねないものですらあり、さらには映画製作のみならず文化芸術表現活動全般の萎縮効果をもたらすものでもあるから、被告のいう「公益性」なる事項は考慮禁止事項と解されなければならない。

にもかかわらず、被告はかかる考慮ないし重視すべきではない事項を考慮ないし重視した判断を行っているから、本件処分には他事考慮の違法がある。

また、令和元年6月28日の原被告間のやり取りなどによると、内定後に交付が取り消されたという前例はなく、本件処分は異例の判断であるため、不当ないし不法な動機に基づく処分であるものと考えられ、加

えて、処分庁は、予算や公開予定時期等に照らした再編集の困難性ないし不可能性等に係る事情についての十分な調査・判断を尽くすことなく不公平な取り扱いをしたものというべきであるから、動機の不当性（不法な動機）ないし他事考慮に基づく違法がある。

(エ) ①に係る違法（重大な事実の基礎を欠く判断）

仮に上記のような公益性を考慮できるとしても、上記（ウ）のとおり、ピエール瀧氏の本件映画の出演時間は全129分のうち合計約11分であり、全体の約9%未満と短く、本件映画は同氏主演の映画ではないことなどから、被告は、これらの重大な事実関係につき誤認しているか、少なくともこれらを交付不交付判断の基礎とするための「調査」（法6条1項）を関係法令ないしその趣旨に照らし十分に行っていないか、調査していたとしてもかかる事実関係を判断の基礎としていないものといえる。したがって、被告は、①重要な事実の基礎を欠く判断を行っている。

(オ) ②に係る違法（事実に対する評価の明らかな合理性欠如）

また、仮に上記のような公益性を考慮できるとしても、前記（ウ）で述べたとおり、本件映画の内容からすれば、文化芸術の専門家や一般人が、本件映画に対する助成がなされた場合に、助成金を交付する独立行政法人が薬物使用を公的に容認するかのようなメッセージを発したなどと受け取ることは通常なく、そのように受け取られる具体的なおそれはない。ゆえに、本件刑事事件に対する評価が不合理かつ過大な評価というべきであるから、②事実に対する評価が明らかに合理性を欠くものである。

(カ) ④に係る違法（裁量基準に反する不公正な判断）

募集案内に係る公表資料（甲7）が仮に審査基準（行政手続法5条1項、3項参照）ないしそれに準ずる助成金申請者らの信頼の対象となる

基準となる（前記のとおり仮に要件裁量が認められるとすれば裁量基準となる）としても、これはウェブで公表されているものであり、処分時における本件要綱の内容は「公益性」についての規定すなわち考慮禁止事項たる基準が（未だ）記載されていないものであるため、合理的な内容といえる。

そして、交付内定が出ていることからみても明らかとおり、原告の申請内容は本件募集案内や本件要綱の基準をすべて満たしたものであるから、特段の事情のない限り交付決定がなされるべきである。すなわち、内定審査に係る審査項目は詳細なものであり、提出資料も多く、慎重な審査がなされているのに対し、内定後の交付決定の審査は、このような審査は現状なされていない。本件の助成金申請者は、上記公表された審査基準を信頼して申請を行っているのであり、関係法令の趣旨からも、公正かつ平等な審査がなされる必要がある。逆にいえば、公表された審査基準にない事項を考慮ないし重視して審査を行うことは、かかる信頼の保護や審査の公正性、平等原則の観点から、特段の例外的事情がなければ許されないものである。

にもかかわらず、処分庁は、前記（イ）のとおり、「公益性の観点」という前記（イ）の補助金適正化法・文化芸術助成法・振興会法の趣旨に反する考慮禁止事項を考慮した判断をしているが、かかる事項は上記「特段の事情」としても到底考慮しえないものである（本件要綱が裁量基準ではなく、要件裁量が認められない場合の解釈基準ないしそれに準じるものであるとすると、本件処分時における本件要綱には記載されていない「公益性」を考慮することは、そもそもできない）。

なお、被告は、本件処分がなされた後の時点である令和元年9月27日、内定取消に係る本件要綱を改訂し「公益性」に係る規定を設けているが（甲9、10）、これは本件要綱にはこのような規定がないため本

件処分時には基礎とすることのできないものであり、また、そもそも前記（イ）のとおり考慮禁止事項であることに加え、本件要綱8条3項は交付決定内定取消しの事由であって不交付決定自体の規定ではないことから、本件処分に際して一切考慮することはできず、事後的にも考慮できないものである。

よって、信頼保護、審査の公正性、平等原則に違反するものとして、ないし考慮不尽・他事考慮等として、裁量権の逸脱濫用の違法があるというべきである。

（キ） ⑤に係る違法（平等原則違反）

本件の助成金の原資は、芸術文化振興基金であり、その687億円のうち、大部分を占める541億円は政府からの出資である。基金の目的は、「すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化振興又は普及を図る活動に対する援助を継続的・安定的に行」うこととされる。国の財源をもとに、文化芸術活動への助成を行うことで表現を促進することにつながり、表現の自由（憲法21条1項）を実質化する反面、国家により表現の選別が行われるおそれがあることから、恣意的な助成が行われることは許されず、助成に当たって平等性を害してはならない。

本件処分は、上記のとおり考慮しえない事項を理由に別異の取扱いをするものであるから、合理的理由のない差別といえ、平等原則の観点からも、裁量権の逸脱・濫用があり違法である。

(3) 手続的違法事由

ア 諮問手続の瑕疵

前記4（2）イ（イ）のとおり、専門家らによる内定決定に係る判断内

容は、助成金交付・不交付の判断に係る考慮事項ないし重視事項であることからすると、助成金不交付決定処分（本件処分）に関し、交付内定の判断をする専門家らで構成される劇映画専門委員会等は、諮問機関としての性質を有するものといえる。にもかかわらず、被告は、劇映画専門委員会等と逆の判断を特に合理的な理由なく同委員会等の判断を実質的に経ないで行っているといえるため違法である。前述したとおり、このような処分要件の判断の仕方は専門家の判断内容を考慮ないし重視すべきとする関係法令の趣旨ないし法的仕組みに反しており、前記のとおり、表現内容の恣意的な選別・介入にもつながり、他者の文化芸術活動に係る表現への萎縮効果を与えるということからすれば、かかる法的仕組みを壊すものとするといえる。

また、同委員会等の（再度の）審査を経れば交付決定がなされる可能性があったため、本件手続的瑕疵は処分取消事由となる。

イ 理由付記の不備の瑕疵

補助金適正化法6条1項に基づく処分については行政手続法が除外されている（法24条の2）が、同条は、恣意を抑制し慎重かつ公正妥当な判断を担保し、争訟の便宜を図るという行政手続法8条の趣旨を無視した処分を許す趣旨に出たものではないことから、少なくとも、処分に係る決定通知書の「記載自体から」事実関係及び「法規」の適用関係等を「了知しうるもの」でなければならないというべきである（最三小判昭和60年1月22日民集39巻1号1頁等参照）。

本件では、本件要綱8条1項の記載はあるものの、補助金適正化法等の法律ないし法令についての記載は一切ないことから、補助金適正化法6条1項に基づく処分であること、すなわち、振興会法14条1項1号等に基づく処分としての助成金について不交付決定が出たのか否かが決定通知書の記載自体からは明らかではないし、また、本件要綱8条1項と補助金

適正化法の処分要件や関係法令との関係も記載されていないばかりか、さらには本件要綱8条1項と被告のいう「公益性の観点」との関係すら十分に記載されているとはいえず、これらのことから、上記恣意抑制及び争訟便宜の趣旨が没却されており、現に、訴訟提起に際して訴訟類型や違法事由に関して十分な検討ができなかったという不都合が生じている。

本件手続は、行政手続の公正さ自体を確保するためのものというべきであるから（同判決参照）、本件処分の取消事由を構成する。

- 5 よって、本件処分が違法であることは明らかであるから、本件処分の取消判決を求める。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

附 属 書 類

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲第1～10号証の写し | 各2通 |
| 3 訴訟委任状 | 1 通 |
| 4 資格証明書（履歴事項全部証明書） | 2 通 |
| 5 証拠説明書 | 2 通 |

(別紙)

当事者目録

〒162-0065

東京都新宿区住吉町6番10号

原告 株式会社スターサンズ

代表者代表取締役 河村 光庸

〒150-0021

東京都渋谷区恵比寿西二丁目8番5号 エビスS&Sウエスト7階

E&R総合法律会計事務所 (送達場所)

電話 03-6416-3514

FAX 03-6416-3515

原告訴訟代理人弁護士 四 宮 隆 史

同 秋 山 光

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町17-6 渋谷協栄ビル9階

法学館法律事務所

電話 03-3462-8051

FAX 03-3462-8053

原告訴訟代理人弁護士 伊 藤 真

〒104-0061

東京都中央区銀座2-7-6 新銀二ビル5階

鈴木三郎法律事務所

電 話 03-3567-2616

FAX 03-3562-3988

原告訴訟代理人弁護士 平 裕 介

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町16-6 サンライズ桜丘ビル3A

赤羽根・伊関・本田法律事務所

電 話 03-6415-3480

FAX 03-6415-3482

原告訴訟代理人弁護士 伊 関 祐

〒102-0093

東京都千代田区平河町二丁目7番4号 砂防会館別館A4階

弁護士法人フロンティア法律事務所

電 話 03-6912-3811

FAX 03-6912-3812

原告訴訟代理人弁護士 棚 橋 桂 介

〒102-0092

東京都千代田区隼町4番1号

被告 独立行政法人日本芸術文化振興会

代表者理事長 河村 潤子